**○農林水産省告示第四百七十三号**

畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二十一条第一項の規定に基づき、平成七年農林水産省告示第三百二号（畜産経営の安定に関する法律第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 別表 | | | 別表 | | |
| 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の番号 | 品名 | 一キログラム当たりの金額 | 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の番号 | 品名 | 一キログラム当たりの金額 |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| | | 平成十二年四月一日から令和九年三月三十一日までに輸入申告がされるもの | | | 平成十二年四月一日から令和八年三月三十一日までに輸入申告がされるもの |
| | （略） | （略） | | （略） | （略） |

**○国土交通省告示第四百七十二号**

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、令和二年国土交通省告示第八百五十号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「附則第六条第八十四項」を「附則第六条第七十八項」に改める。

別記様式中「附則第６条第84項」を「附則第６条第78項」に、「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

**附　則**

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

**○国土交通省告示第四百七十三号**

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、令和三年国土交通省告示第三百十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第八十七項及び第八十八項」を「地方税法施行規則附則第六条第八十一項及び第八十二項」に改める。

別記様式中「附則第６条第87項」を「附則第６条第81項」に、「同条第88項」を「同条第82項」に、「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

**附　則**

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

**○国土交通省告示第四百七十四号**

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の一部の施行に伴い、平成二十八年国土交通省告示第千百九号（地方税法附則第十五条第一項の規定の適用を受ける区域を指定する件）を廃止する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

平成二十八年国土交通省告示第千百九号（地方税法附則第十五条第一項の規定の適用を受ける区域を指定する件）は、廃止する。

**附　則**

この告示は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から施行する。